

統計委員会
サービス統計・企業統計部会
第17回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

統計委員会 サービス統計・企業統計部会（第17回）

議事次第

日時：平成22年8月31日（火）10:00～12:07

場所：総務省第2庁舎6階 特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

小売物価統計調査の変更について

3. 閉 会

首藤部会長 おはようございます。ちょうど時間になりました。

ただいまから「第17回サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

私は本部会の部会長を務めます首藤でございます。よろしくお願いいたします。

今回の部会では、8月20日の第37回統計委員会におきまして、総務大臣から諮問された小売物価統計調査の変更についての審議を行いたいと思います。

今回、審議に参画していただく委員及び専門委員につきましては、配布資料の参考7に部会委員会名簿が配布されております。

本日は第1回目の部会ということもありますので、委員、専門委員、そして審議協力者として参画いただく各府省、都道府県、調査実施者、事務局の順で、簡単に自己紹介あるいはごあいさつをお願いいたします。

本日御出席していただいております方の一覧表は、配布資料の参考8です。

それでは、委員の方から順番にお願いいたします。

佐々木委員 東レ経営研究所の佐々木です。この名簿では社長になっていますが、6月でやめまして今は特別顧問になっています。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 廣松委員、お願いします。

廣松部会長代理 情報セキュリティ大学院の廣松でございます。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 それでは、専門委員の宇南山さんから、順番にお願いいたします。

宇南山専門委員 神戸大学の宇南山と申します。よろしくお願いいたします。

西郷専門委員 早稲田大学の西郷です。よろしくお願いいたします。

菅専門委員 東京国際大学の菅と申します。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 それでは、審議協力者の方、お願いいたします。

財務省 財務省の細谷でございます。よろしくお願いいたします。

厚労省 厚生労働省の秋山です。よろしくお願いいたします。

農林水産省 農林水産省の高添です。よろしくお願いいたします。

経産省 経済産業省の上野です。よろしくお願いいたします。

国土交通省 国土交通省の稲本です。よろしくお願いいたします。

日本銀行 日本銀行の石田です。よろしくお願いいたします。

東京都 東京都の小野です。よろしくお願いいたします。

埼玉県 埼玉県、小川です。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 次は調査実施者の方、お願いいたします。

調査実施者 物価統計室長の永島でございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

調査実施者 柏木でございます。よろしくお願いいたします。

調査実施者 長尾と申します。よろしくお願いいたします。

若林参事官 内閣府の統計委員会担当室の若林と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

中川統計審査官 総務省の経済統計担当統計審査官の中川です。よろしくお願いいたします。

事務局 総務省の久米と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 総務省の宮内です。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 ありがとうございました。

今日は渡辺専門委員は、所用のため御欠席です。

本部会は廣松委員が部会長代理になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず部会審議の方法につきまして、皆様の御了解を得ておきたいと思います。

既に御承知と思いますが、統計調査の実施の根拠法である統計法では、統計調査の計画の承認の基準が定められておまして、総務省政策統括官室がその基準に則して、事前審査した結果が資料3「小売物価統計調査の変更に係る審査メモ」として記されております。この審査メモに従いまして審議を行っていきたいと思います。御協力よろしくお願いいたします。

それでは、初めに本日の配布資料及び今後の審議のスケジュールにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、御説明します。本日の配付資料は、議事次第にありますとおり、資料1から3。更に、参考資料といたしまして参考1から参考9までお配りいたしますので、御確認をお願いいたします。

次に審議スケジュールですが、参考9をごらんいただきたいと思います。

本日を含めまして2回ないし3回の部会審議を予定しております。

本日1回目ですが、内容といたしましては、まず、事務局が諮問の概要の説明、調査実施者が改正計画案の説明をします。その後に事務局が審査メモについて説明をさせていただき、その後、審査メモに即して審議を行っていただきたいと思っております。

2回目9月28日ですが、本日の部会で出されました意見、質問につきまして、検討を要するため、その場で回答できなかった事項などを含めまして、次回に説明をまずさせていただきます。

本日、審査メモに即して審議を行いますが、全部終わらない場合は、その続きを2回目に行いたいと思っております。

すべての審議が終わりました後に、答申案についての審議をできれば2回目で行いたいと思っております。

3回目を一応予備日としておりますが、2回目までに答申案の最終的な審議がまとまらなかった場合には、3回目を追加で開催したいと考えております。

以上の部会審議を経た上で、10月22日に開催予定の統計委員会に答申案として諮り、答申をいただきたいと考えております。

なお、今回の調査計画につきましては、統計法で示されている3つの観点、1つ目として基幹統計の作成目的に照らし必要性及び十分性の観点、2つ目として統計技術的な合理性及び妥当性の観点、3つ目としまして、他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性の観

点から御審議をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。諮問の概要につきまして、事務局の中川統計審査官から説明をお願いいたします。

中川統計審査官 中川です。よろしく願いします。

資料1をご覧になっていただければと思います。

今回の諮問の趣旨ですが、大きく2点あります。小売物価統計調査が幾つか改正されるので、それが適当であるかどうかというのが、第1点です。

もう一点は、小売物価統計調査と消費者物価指数との関係について、これで本当にいいのだろうかというところを御審議いただきたい。大きく2点です。

まず、1点の消費者物価指数の変更のところですが、これについては調査実施者から詳しく説明がありますので、私の方からは簡単に説明したいと思います。

諮問の概要の5ページを開けてください。

まず、小売物価統計調査の概要ですが、この調査の目的は、国民の消費生活に必要な商品の小売価格、サービスの料金について、毎月動向を明らかにして、昭和25年6月から毎月実施されています。例えば、かばん、バッグ、醤油、電気代、ガス代、こういった身近なものについて調査をしまして、消費者物価指数の月次データとして、非常に重要な統計という位置付けを持っています。

調査の概要のところは、167市町村について、品目ごとに代表性のある事業所、家賃も調べていますので、借家の世帯主を調べます。

調査の系統は3つありまして、統計調査員の調査、都道府県の調査、本省調査と大きく3つに分かれています。

概要は、また後から詳しく調査実施者からあると思います。

今回の変更点ですが、4ページをご覧いただければと思います。大きく3点あります。

調査品目の廃止ということで、重要性が低くなったものなど、15品目について廃止するという計画になっています。

調査品目の名称変更ですが、消費支出の変化等に対応して代表性のある品目を適宜調査できるようにするために、17品目について名称変更する。

集計事項の変更ですが、消費者物価指数のうちの東京都区部の連鎖基準指数及び東京都区部の中間年バスケット指数の廃止、大きくはこの3つです。

これについて、御審議いただきたいというのが第1点です。

もう一点、消費者物価指数と小売物価統計調査の関係ですが、資料の参考1をご覧ください。「公的統計の整備に関する基本的な計画」は閣議決定事項ですが、指定統計から基幹統計に移行する統計の整備ということで、引き続き基幹統計として整備する統計ということで、総務省の一番上に「小売物価統計（消費者物価指数を含む）」という整理がされています。これは唯一こういう変則的なものになっているわけです。

当時の基本計画策定のためのワーキンググループの議事録を見ますと、消費者物価指数と小売物価統計は一体であるという意味で、こういう処理をしたいとの議論がされています。

一体の理由として、参考2を見てください。消費者物価指数と小売物価統計は一体であるという理由が2点挙げられています。

1つは、この調査の目的に消費者物価指数が挙げられている。つまり、「小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売物価価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数その他物価の基礎資料を得ることを目的とする」というのが1点。

第2点が小売物価統計調査の集計事項として、実は、消費者物価指数が承認事項として入っています。これはどうも昭和26年からずっと60年間、こういう形に入っているようです。小売物価統計の集計事項の承認事項として、当然、調査品目の価格はあるわけですが、消費者物価指数として、基本分類指数とか財・サービス分類指数といった集計事項も承認事項として入っている。

この2点をもって一体的だという理由から、括弧書きにした方がいいという議論のようでした。

もう一点ですが、今回追加した品目の変更があるわけですが、これについては、平成21年10月28日に統計委員会で軽微案件として処理されました。このときは消費者物価指数の改定がまだ十分煮詰まっていなかったこともあって、先行的に軽微案件として処理されたようです。そもそも、一体的だといいながら、これだけ先行してしまったのは、これでよかったのかどうかという問題が1つあると思います。

次に、参考3を見てください。基本的には加工統計の典型としては、鉱工業生産指数と消費者物価指数と二大指数があるわけですが、基本的な比較をしてみたわけです。生産動態統計調査の月次データで鉱工業生産指数が成り立っています。当然、鉱工業生産指数は、生産動態統計調査の集計事項として、承認事項に入っていません。今後、加工統計として、基幹統計化をこの秋にする予定になっています。

対象品目はご覧のとおりです。

月次データとしては、消費者物価指数は小売物価統計調査が中心です。IIPの方は、生産動態統計調査に各府省のデータも使っています。

ウエイト算出データとしては消費者物価指数が家計調査で、全国消費実態調査も一部使われ、業界データも使っています。

IIPの方は、工業統計調査に本邦鉱業のすう勢調査、その他調査。同じラスパイレスという形で処理が行われています。

もう一点ですが、参考4をご覧になっていただければと思います。

少々古いものですが、「特別消費者価格調査」というのがあります。この要項そのものは、昭和25年5月ですが、24年5月と24年11月、25年5月の3回にわたって調査が行

われています。指定統計になったのが、24年3月11日です。

この調査は、現在の小売物価統計調査と家計調査の2種類の調査で成り立っていたようです。小売物価統計調査が昭和25年に指定されまして分かれしました。家計調査が、27年に指定されて分かれしました。

1ページに返っていただいて、特別消費者価格調査の「二、調査事項」をご覧ください。いただければと思います。「調査世帯につき毎日各世帯から左の事項を申告せしめる。」一、二、三とありますが、家計調査に匹敵する事項が調査されています

その後、「総理府統計局が指定したものの価格及び料金について調査施行市町における五月十六日現在の市場価格」、要するに小売物価統計調査に該当するものが調査されています。この調査の中では、現在の家計調査に該当するデータと小売物価統計調査に該当するデータの2種類のデータが調査されていました。

3ページをごらんになっていただければと思います。3ページの「八、集計事項」ですが、(1)として、「主要生活用品の平均価格及び一世帯当たり一箇月間の購入数量と支出金額」「一世帯当たり一箇月間の平均支出金額」のほかに、「消費者物価地域差指数」が入っています。1つの調査の中に2種類のデータで完結する集計ですから、消費者物価指数が集計事項として入っていて当然だと認識されます。ですから、今の小売物価統計調査の中に集計事項が入っていますが、本来でいえば統計調査が分離したときに、集計事項としては抜くべきではなかったかと思われます。

旧統計法では、加工統計に関する記述は全くありませんでしたから、できるだけ関与したいという気持ちもあったかもしれません。その辺の書類が全くないのでわかりませんけれども、小売物価統計調査の中に、集計事項として消費者物価指数が入って承認されている。これは統計委員会の審議事項になっているわけですが、こういう状態で今の新統計法の下で適当なのだろうか。これについて御議論いただきたいというのが第2点です。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、続けて今回の小売物価統計調査の計画の変更について、消費者物価指数の平成22年基準改定計画の概要を含めて、総務省統計局調査統計部の永島物価統計室長から御説明をお願いいたします。

調査実施者 永島でございます。調査実施者から御説明をさせていただきたいと思いますが、資料2という束になっているものが、私どもで提出させていただいている資料です。

大変多岐にわたっているものですから、要点を御説明させていただきたいと思っております。若干わかりにくいものですから、少し順番を変えて御説明したいと思います。

まず、今、小売物価統計調査の中でお話が出ていました消費者物価指数、いわゆるCPIですが、大変重要な統計ですので、まずこの関係をお話したいと思います。

参考資料1というのがあります。クリップを外していただきますと、後ろの方に4種類参考資料がついておりますが、4つの一番最初です。1枚紙で「消費者物価指数について」

を御用意させていただいております。

先刻御承知の方も多いと思いますが、一応最初ですので事の初めとしてお聞きいただきたいと思います。

消費者物価指数はCPIと略されたりしますが、消費財・サービスの価格変動を総合的に示す指標です。日本の物価が総合的に今どれぐらいの水準にあるのかということを示す数値として、歴史的にはインフレの状況に応じて、労働者の賃金を調整する必要が出てまいりまして、20世紀初頭ごろからイギリス、アメリカなど先進諸国において、一部都市での価格データの収集あるいは生計費の把握といった部分的な取り組みが始まりまして、その後、大体1940年代のころには、世界各国で現在に近い形の指数の作成が行われるようになったという経緯です。我が国でも、終戦直後の昭和21年8月ごろからこういったものの取り組みがされておりました。

そういった意味で、労働者政策が発端という歴史的経緯がありますので、現在でもCPIの関係の国際的な議論では、ILOが主導的な地位を占めている。経済の関係の統計なのですけれども、ILOが主導的な地位を占めているという、やや奇異に思われるかもしれませんが、そういった実態がございます。

と申しましても、現在ではCPIの利用は、労働者政策に限るところではありませんで、経済金融政策、景気予測、GDPを初めとした各種経済統計の実質化といった幅広い分野で、官民を問わず利用されているという状況がございます。

具体的な利用例をそこに4つほど書きました。景気判断といったところでグローバルな経済金融政策の基礎資料として使われます。あるいは、GDP統計を初めとした各種経済統計の物価変動を差し引いた実質化のためのデフレーターとして使われる。3番目のところは、従来の労働者政策の流れを引きずっていると思いますが、年金給付などの改定基準、いわゆる物価スライドとして法定されて利用されております。

最近ですと、4番目に書いておりますが、物価連動国債というものが出来まして、元金のところを物価変動に合わせて調整して、国債の利子の計算を行うといった金融商品も出てきている。非常にさまざま、いろんな変遷を経て、その利用が広がってきているということがございます。

そういう意味で、消費者物価指数は1つの統計ではございますが、いろんな系列を今は作成してございまして、多様な目的に1つの数値では対応できないものですから、それぞれの目的に応じて利用者の方で使い方が選べるように、いろいろな参考系列を含め、数値を作成しております。

作成方法について少し具体的に申しますと、基本的には主要先進諸国の統計機関で作成しておりますけれども、ラスパイレス型物価指数という形で作成がされます。これは基準時点というものを定めまして、例えば現行の消費者物価指数、日本の場合ですと2005年が基準年ですけれども、これを22年基準、2010年、今年を基準として改定しようという話が今、進められております。

このように、基準年を決めまして、この時点でバスケットと申しますけれども、消費者が購入される財・サービスの中の代表的な組合せをフィックスしまして、このバスケットに含まれる財・サービスの購入に必要な価格がどういうふうに変化していくかということでもって物価をはかる。

今、簡単にバスケットに物が入っていると申しましたが、勿論購入される頻度に応じて、1個入っているのか3個入っているのかという重みをつけたものが考えられておりまして、そういった意味でウエイトと品目のメンバーを固定することで作成されるものです。

経済理論においては、実はこれとは別の生計費指数がよく言及されるわけですが、これは、消費者の方の効用を一定にした条件のもとで、生活に必要な設計費はどのように変化するかということで物価をはかろうというのですけれども、実務的には「効用が一定である」という条件を維持することが大変難しいということがございまして、その実務的な困難さから、各国の統計機関においては、生計指数を採用しておりませんで、私の知る限り、ほとんどの統計機関では、少なくともリアルタイムに毎月のものとして公表している、つまり、スピードが要求される公式指数としては、ラスパイレス型の物価指数が採用されているというような状況になっています。

簡単ですが、CPIの全般的な説明については、以上のようなところです。

資料を1つ前に戻っていただきまして、先ほど基準を変えるというお話をさせていただきましたが、資料2-9、通し番号を振ってございまして、35ページから始まるところです。平成22年、2010年の基準改定計画の案をつけさせていただいております。そういう意味でCPIを、今後このように変えていくという意味での、重要な中身です。これについても今回、重要な事項ということで、併せて御審議をいただければと思っております。

少々大部ですので、全体の内容を概観いただく意味では、1枚めくっていただき、36ページ「3. 主な改定内容」をご覧くださいと思います。

先ほどラスパイレス型の指数としてCPIを作成すると申し上げましたが、現在ですと2005年の状況をフィックスして、それをもとに物価をはかっていくことになるわけですが、2005年をフィックスしてものを見ていますので、世の中が変わるにつれてどんどん古くなっていくという弱点も持っています。それを緩和する意味で、定期的にその基準を見直すことを行っております。

そもそも基準を固定しているのは、物価の純粋な変動をきちんととらえられることが容易になるようにやっておりますので、途中途中の段階でいろいろものを変えると物価の変動が正しく見えなくなりますのでよろしくないのですが、この基準改定のタイミングでは、そういう意味ではフレーム自体を見直すことになりますので、このタイミングに合わせて、いろいろ必要な見直しを行うことで、定番として行うものとその他プラスアルファとして行うものと、2種類見直しの内容がございまして。

1番から3番に書いてありますのはどちらかと申しますと、定番系、最低限このあたりは変えるという部分です。1番はまず基準のタイミングの問題ですけれども、今2005年を

基準にして、そこを 100 ということで物価をつくっていますが、それを 2010 年、今年を 100 として物価をつくる。基準のタイミングを見直すのが、1 番です。

2 番ですが、先ほどバスケットと申しました、どういった品物を消費者が代表的に買ったりしているかという部分です。そこを見直すことで、重要度が高くなった品目を追加し、重要度が低くなった品目を廃止するという原則でやっております。詳しくは、小売物価統計調査の方で申し上げたいと思います。

3 番目が、ウエイトです。バスケットに入っている各品目が購入の頻度が同じではありませんので、購入される頻度、これをウエイトと申しますけれども、それで重みをつけて勘案することになりますが、そのウエイトについても、基準時点のデータに基づいて変更することが、3 番です。

今までの 1 ~ 3 のところが基準改定として、マストとして行わなければいけない改定です。

4 番以降がその他の変更を書いています。やや入念的に一般論が書いてあるところもございまして、御注意いただければと思いますが、4 番はやや一般論を書いている意味合いが強いのですが、普通のグッズ、財でありますと、価格が非常にはっきりしているわけですが、サービスみたいな品目については、提供の条件とか利用者の条件によって、価格が全然変わってきますものですから、価格をどのようにとらえたらいいかが必ずしもアプリアリには決まっております。そういう意味で、利用される利用事例をモデルケースとして設定しまして、価格を決めよう、価格へのアプローチを設定しようということで、サービスの品目については、モデル式と呼んでおります価格を計算する式を設定いたしまして、それに基づいて C P I に採用する価格を計算することを行っております。

それが 74 品目ございまして、新たに加える品目が 22 年基準で 2 つございまして。モデル四季について、必要な見直しとかあるいは新しく加えられた品目について設定するというようなチューニングをするということです。

5 番目ですが、ここは細かなテクニカルなことが書いています。民営家賃指数を C P I の中で、策定しておりますけれども、これについて若干見直しをすることが書いています。大きく「また」の前の前半と「また」以降の後半と 2 つの内容が書いてありますが、前半の方は、家賃は勿論家賃を払っている世帯、借家のデータによって作成するわけですが、調査をしている間に世帯が引越してしまって空家になるケースがございまして。そうなりますと普通に考えると、そのデータが借家ではなくなったということで、なくして考えるのですが、そうしますと、家賃というのは、同じ地域の中でも高いところ、低いところとかなりばらつきがあるものですから、今まで借りていたところが引越したことによって、データ、物価全体にいわばノイズとしてきいてくるというような状態が実はありまして、それが無視できるような程度ではなくなってきたことがあったものですから、少し便宜的な処理方法ですが、引越しをして次の世帯が入居するまでの間、引越しをされた前の世帯の価格がサービスとして提供されている。いわばオンセールだと考えて、その

値段で借りることが可能ですという形で売りに出されているものではないかということで、もちあい処理と我々は呼んでいるのですが、借手その間いない、空家の状態なのですが、新しい借手が見つかるまでの間、前の価格を擬制的に入れまして、処理を行うことを行いまして、結果の安定性を高めようということが、1点目です。

2点目は更にマニアックですが、家賃指数を計算する際に、実は同じ借家でも種類があるだろうということで、規模の大小と木造か鉄筋かで、大きく4つの種類に分けて、それぞれの借家世帯の価格指数に応じて計算したものを合成して、全体の1つの民間の家賃指数をつくっています。現状はこれらの4つの区分をそれぞれ1つの品目としてとらえているものですから、先ほどのラスパイレル指数で、そのウエイトは基準年に固定するという形でやっているものですから、木造小住宅、木造中住宅、あるいは非木造といったところの構成比が、途中にいろいろと変化するのですけれども、それが2005年だったら2005年の状態のまま固定しなければいけないというのが指数の原則なのですが、それですと今は木造がだんだん減って、鉄筋が増えていることもありますので、やや実態が反映しにくいということがありますので、1つの家賃区分を1つの品目として扱って、その内部区分として従来の4区分を考えることで、木造、非木造などの構成比が、実態に合わせて随時更新できる形に見直しをしたいと考えております。それが2点目でございます。

長くなって恐縮ですが、6番目です。ここは完全に一般論を書いています。品質調整です。先ほど説明し忘れましたが物価の変動を正しくとらえる上では、価格の変化が物価の変化によるものなのか、それとも提供されているものの内容や品質が変わったことによるものなのか。当然、品質が高いものの方が値段は高いですので、その2つを切り分けて調整することが、CPIにとって重要になってまいります。そういったことについて、適切な方法を条件に応じて適用していくという一般論が書かれております。

7番目ですけれども、公表系列等の改定です。簡単に申しますと、いろんな目的にCPIが使われるようになったことで、メインの結果以外に参考系列のものを出してつくっておりますけれども、その見直し、スクラップアンドビルドをしたいということです。

世帯属性別指数というものを、その中でつくっております、これはどういったものかと申しますと、品目のウエイトを該当する世帯属性のところの支出パターンに応じて変えて、指数をつくるものでして、今回新たに世帯主が60歳以上の無職世帯について、該当する世帯の支出パターンによってウエイトをとってきて作る指数を加えたいと思っております。いわゆる高齢者の支出のパターンは、一般の世帯の支出のパターンと違うだろうということで、この高齢者というものは政策ターゲットとしても、それからマーケットの対象としても、今後ますます重要になることから、こういったものに着目した指数を新たに作りたいということです。

一方で、CPIは、毎月限られた資源の中で、限られた時間でつくっているということがありますので、1つ新しいものをつくれれば、原則としてはスクラップもしなければいけないということで、これまでつくっていたものの中で、標準世帯の指数があるのですけれ

ども、比較的平均的な世帯と動きが似通っていることでもありますものから、標準世帯の指数については、比較的ニーズが無くなってきていることであろうかと思ひまして、これについては本当はあった方がいいのですけれども、スクラップとして廃止したいということなんです。

その他、工業製品の区分は従来大企業性製品、中小企業性製品があったのですけれども、最近プライベートブランドも普及してまいって、この大企業性とか中小企業性とかいったところの区分も、余り意味がなくなってきたということもありまして、これについてもこの機に廃止したいと考えております。

それから、8番目のところですが、これは中身の改定というよりは切替えのタイミングについて、注釈的に書いています。平成22年基準指数、つまり新しい指数ですけれども、これは2010年を基準としますから、もう今年の1月から時期としては該当してくるのですけれども、これについては、準備の事務などもあるものですから、こういった内容でつくるという基準計画自体を年内ぐらいにフィックスさせていただいて、その後、必要な準備作業を行って行って、来年の8月ぐらいのタイミングで、新しい指数を算出していくことにしたいと考えております。タイミングがいつになるかということ、あらかじめ明確にしてほしいというマーケット側からの強い要望がございますので、このような形で明確にさせていただきたいというものです。

それから、平成22年の基準ですので、22年1月からのものが該当してくるということで、23年8月よりも前のものについて、切替えのタイミングの少し前に、それについても遡及結果を出していきたいと考えています。

先ほど統計審査官室の御説明から、小売物価統計調査の品目の追加が先行して行われたというお話がございましたけれども、平成22年の基準指数をつくるためには、22年の価格のデータが必要になるものですから、今年の1月から新しく追加すべき品目の価格は、調査を開始していないと22年1月のものはつukれないという事情がございますので、1年先行し、作業をさせていただいたところがございます。

今回の廃止について併せて諮らせていただいているところですが、廃止については、実は古い基準で使っているうちは、廃止できないということがあるものですから、追加の方が先行して行われて廃止の方が1年以上遅れて行われるという、どうしてもタイムラグが生じるというのが、新旧指数の橋渡しが同じ時期必要になることで、避けられない部分があることを御理解いただければと思います。

基準改定について、少し長くなりましたが、以上のような状況です。

簡単にあと少しだけなのですけれども、小売物価統計調査の方、価格データの見直しが諮問の最初の方の議題ですけれども、これについて、まず資料2-1が全体像を書いています。

主な改定内容が2番のところ書いていますが、(1)品目の一部改正ということで、調査品目の廃止について書いています。調査品目の名称変更あるいは内容の変更が

番に書いてございます。

番は、簡単に申しますと、今までとっていなかったもので重要度が出てきたものは追加して、重要度がなくなってきたものは廃止する。追加については去年やっておりますので、今回は廃止の方、重要度がなくなってきたものをなくすということが幾つか書いてございます。

番の名称変更ですけれども、こちらは世の中の支出、購入されるものが変わってきたという変化をとらえて、より代表性があるものを調査できるように、名称あるいは各品目の守備範囲を少し変えるといったようなものが書いています。典型的には上から4つ目、5つ目のあたりに照明器具、照明ランプがございましてけれども、従来、蛍光灯について調べるといことで特化していたのですけれども、最近、LED電球といったものが急速に普及してきて、エコ製品ということで注目を浴びていることもありまして、将来的にはこちらの普及が高くなると見込まれるものですから、5年間固定する基準ですから、5年先も見据えて少し考えないといけないということもありますものですから、蛍光灯以外にも電球的なものもとらえられるように、守備範囲を照明器具あるいは照明ランプと、広げた改正をしたいということです。

そういったことについて、具体的に書いておりますし、また後で必要に応じてこれは御説明したいと思っておりますが、資料2-7、2-8、31ページ、33ページに、廃止品目あるいは名称変更に関する考え方、基準を資料として入れておりますので、ご覧いただければと思います。この辺はまた詳しくなってしまうので、もし御質問などがあれば、また追加的に御説明させていただきたいと思っております。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計審査官室における事前審査の結果について、資料3の「小売物価統計調査の変更に係る審査メモ」に基づいて、事務局の中川統計審査官から御説明をお願いいたします。

中川統計審査官 それでは、資料3をご覧になっていただければと思います。

まず調査品目ですが、「調査品目のうち15品目について平成23年12月分調査までで廃止する」。先ほど言いましたが、追加品目は1年前に処理しました。追加品目については、重要性が高くなったものとか幾つかの基準があります。逆に廃止品目については、重要性が低くなったものが幾つかあります。

これについて、一応我々は審査をし、適当であろうという判断をしております。論点としては、追加あるいは廃止の際の考え方が本当に妥当かどうか。それで今回の調査品目の廃止は妥当かということが議論になると思います。

次の2ページをご覧になっていただければと思います。調査品目の名称の変更ですが、今回、17品目について、平成24年1月分から名称変更する。名称変更の考え方ですが、先ほど見ました資料にも詳しく書いてあるようですが、「法令等の改正に対応する場合」

「代表性のある品目を適宜調査できるようにする場合」「一般的な呼び名の変化に対応する場合」がありまして、今回の品目については、適当であろうと判断をしました。

これについても名称変更の考え方が妥当かどうか。今回の名称及び対象範囲の変更は妥当かというのが議論になると思います。

「2 集計事項の変更」は、先ほど言いました、本来小売物価統計調査の集計事項として承認していいのかどうかという問題がありますが、現在は集計事項として承認をしていますので、集計事項の変更についての適否についても判断をしております。

枠の中で、「消費者物価指数のうち、東京都区部の連鎖基準指数及び東京都区部の中間年バスケット指数を廃止する」ということですが、要するに審査結果では安定性が得られず、結果精度に問題があるため、廃止することで妥当であると判断をしました。

それで、今回の基準改定計画については妥当か、集計事項の変更については妥当かという問題があると思います。

次の3ページ目ですが、これについては先ほどの集計事項との関係がありますが、「消費者物価指数の加工統計としての基幹統計化」。要するに、新統計法の施行に伴い、調査統計と加工統計が明確に規定されました。加工統計とは何かの議論はありますが、消費者物価指数は典型的な加工統計だろうという意味では、基幹統計化する必要があるのではないかと。なお、鉱工業生産指数は秋ごろに基幹統計化を予定しています。

の2つ目のところで、1つ目と一体ですが、「消費者物価指数を小売物価統計調査の集計事項から除くべきではないか」というのが、論点になると思います。

「4 他の基幹統計調査との重複」ですが、全国物価統計調査という同じような調査がありますが、これについては、小売物価統計調査は、毎月の動向を把握するものであるのに対し、全国物価統計調査は地域別、事業所形態別の物価を把握するものであり、5年に1度の実施であるため、本調査を代替できないものであると考えています。

基本計画との関係ですが、『公的統計の整備に関する基本的な計画』において、本調査については、指定統計から引き続き基幹統計として整備する統計とされているのみで、個別の指摘はされていません。

また、行政記録活用については、本調査を代替、あるいは本調査に活用できる行政記録情報等が現時点で確認されていません。

審査メモについては、以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。最初に、事務局及び調査実施者からの御説明について、御質問があればお願いしたいと思います。

1つは小売物価統計調査の変更について、それから小売物価の基幹統計化、更に小売物価統計の中で消費者物価指数についてはどうか。この3点に大きく分けられると思いますが、いかがでしょうか。

佐々木委員 さっき最初に中川さんが説明してくれた、資料1の絵がありますね。

報告事項の総務省が指示する品目の小売価格またはサービスの料金 530 品目、これが小売物価統計の品目の数ですね。

中川統計審査官 そうです。

佐々木委員 これは、歴史的にどんな数字で来たのか。さっき 15 減らすとか追加するとかというのですけれども、本当にこれだけ調べないといけないのか。挙げられたものを見たら、何でこんなものを今ごろ調べているのだというようなものがあって、「やかん」なんてそんなものを調べてどうするのだという感じなのですから、詳細は見ていませんけれども、どうして 530 なのか。

小売物価統計をとるのに、どうしても必要な基準はどのくらいなのか。例えば海外ではどうなっているのかとか。歴史的に昭和 20 何年から始まった品目はこの中でどうなっていて、あるいはこんなことはできないかもしれないけれども、世の中に小売の品目は幾らあるのだ。そのうちの 530。これは外しても、支出を見るのに十分維持できるものだったら、もっと減らしたらどうかという感じがします。

その上に調査範囲があって、2 万 8,000 事業所と書いてあります。この 2 万 8,000 はどうして 2 万 8,000 なのか。もっと減らせるものはないのか。あるいは増やすとどういうことになるのか。

2 番目の借家の 2 万 5,000 世帯とありますね。これはどうして 2 万 5,000 世帯調べないといけないのか。あるいは昭和 20 何年以來、借家の数が幾らあって、その中でこの 2 万 5,000 世帯というものは何%キープしているのか。それぞれみな事情があってこうなったのだろうと思いますけれども、私は素人ですので、どうやってこういうのを決めるのだろうかと思いました。

首藤部会長 どなたから御説明をいただけますか。

調査実施者 実施者の方から。

先ほど説明を省略させていただいた資料 2 - 7 を見ていただきたいと思います。ある意味、考え方というのがここで集約されているかと思えます。

「調査品目の追加及び廃止に関する基本的な考え方」というペーパーですが、先ほどの大きな束の 31 というページ番号が振っている資料です。

< 追加品目についての考え方 > と書いていますが、それが結局残すべき品目としての考え方とさせていただいていいかと思えます。

と書いていますが、そういう意味で一番重要なのが です。財・サービスの中で家計消費支出上、重要度が高いものを入れると表記していますが、実務的には家計調査において、家計消費支出においてどんなものを買っているかということ調べていまして、購入金額、それから全体の中でどれぐらいの比率があるかということがわかるわけです。

年平均で 1 万分の 1 以上のものを入れる。世帯で買われているもののうちの、1 万分の 1 の比率があるものを入れるということをメルクマールにして考えています。それが一番重要な基準で です。

ですけれども、1万分の1以上のものがあつたとしても、新たに加える必要性が薄いもの、ほかに似ているような動きをしているものがあれば、新たにとらなくてもいいのではないかという視点です。を修正している感じです。

は実務的な視点でして、実際の調査が可能なもの、世の中である程度売られていないと調査できないということがありますから、実査が可能かどうかという実務的な視点、以上の3点をメルクマールで追加を決めるということになります。逆に言うと、こういった基準に合致するものが調査の必要な品目であると考えています。

逆に廃止の方はその裏返しですので、のどれかが満たされていないということが廃止品目の考え方として書いております。

の裏返しで、重要度が低くなったものを廃止する。はその品目の重要度はあるのですけれども、その品目がなくても、中分類の単位で考えて似たような動き方をしているほとんど一緒の品目があれば、そちらで代替できるので要らない。はぎりぎり支出重要度は残っているのですけれども、市場にほとんど出回りが無くなってきて、実際に価格収集ができないといったものは廃止しなければいけない。追加の方の裏返しですので、追加の方の考え方が必要な品目の考え方です。

海外の事例はという御指摘がありまして、参考資料に一応調べてわかる範囲をつけさせていただいております。参考資料2、81ページです。これは海外の場合、300~750と幅があるのですけれども、少なめの品目数になっているところは、品目1個のつくりが粗々になっています。例えばアメリカは300品目とかなり粗い、少ないのですけれども、例えばフレッシュフィッシュ&シーフードというのが、1つの品目でございまして、鮮魚と魚介類というのが1つの品目になっていまして、非常に大きな単位になっていますので、そういう意味では品目の切り方が、品目の大きさが大きいものですから、数としては少なくないということもございまして、その点は御注意いただければと思います。

店舗数についてのお問合せがありましたが、店舗数はむしろ品目に必要なデータ数をそろえるために代表的な店舗をとっていくということで、複数の品目が同じ店舗でとれれば店舗は減りますし、一品一品しかとれないような所が多くなれば、店舗数は増えるということで、代表的な店舗品目ごとに決めていった結果として、この店舗数が出てきていると見ていただければと思います。

簡単ですが、以上でございます。

首藤部会長 いかがでしょうか。

菅専門委員 今の佐々木委員の質問と回答が、厳密に言うはずれていると思われま。1つは、質問は標本数はどう決めたのか。これの回答は増減はどう決めているのかと。したがってレベルはどう決めたのかというのが、本来あるべき議論だったと思われま。そこは非常に難しいということもよくわかるのですが、質問は恐らく標本数の水準をどう決めているのかであって、それに対する回答があるべきであると思われま。

首藤部会長 お願いいたします。

調査実施者 答えたつもりなのですが、要するに今の品目を決める際は、1万分の1という基準で決めておりますので、変化ととらえれば変化ですけれども、入れるべきものとしてその基準でやっている、メルクマールでやっているということですので、それで品目を決めていくということですので、変化ではございません。品目として設定するメルクマールという意味で御説明を差し上げました。

首藤部会長 佐々木委員の方は、今の回答でよろしいでしょうか。

佐々木委員 例えばボーリングゲーム代とか振袖とか書いてありますけれども、あれも1万分の1以上なのではないでしょうか。

首藤部会長 私も1万分の1ということを目安にしますと、大体平均の世帯の収入は月30万円弱ですよ。それで1万分の1って月30円なのですよ。

調査実施者 年間トータルです。

首藤部会長 年間トータルで300万円ぐらいでしょう。

調査実施者 はい。世帯収入ですので、500万円と仮にしますと、500円以上の支出があるということ。買う世帯、買わない世帯、全部合わせた平均ということで、買っている世帯だけ見ているということではありませんので、品目によって毎年買うものと、何年かに1回しか買わないものがある、例えば5年に1回のようなものであると5分の1の世帯しか買いませんので、そういうところも勘案してということ。すなわち、

首藤部会長 よくわかりませんが、物価指数というのは、消費財の価格の動向を見るということ。すなわち、

そうしますと、5年に1回買うものとか、例えば電気製品とかそういうものがございしますが、かなり5年間の変動は大きいですよ、価格にせよ、品質にせよ、です。振袖なんていうのは、5年に1回一部の世帯で買うというのが入っているのは、どういう計算になるのかよくわからないのですけれども、平均してしまうのですか。

調査実施者 平均して出しています。

首藤部会長 どこかが買うと、その平均が何分の1かになるということで、1万分の1の基準をクリアすることになるのです。

調査実施者 買った世帯、買わない世帯、全部混ぜて平均していますので、トータルのものとして見ているということ。すなわち、

首藤部会長 例えばやかんとかここに出てきている品目というのは、どう考えても、普通の感覚から言えば、中に含まれるということ自体がおかしいのではないかとするのは誰しも感じるころなのだと思いますが、それも5年前までは1万分の1をクリアしていたんじゃないか。

調査実施者 やかんは今回廃止するという品目ですが、ほかにもっと適切なページがあるかもしれませんが、今、目についたところが85ページでございますが、廃止品目名が一覧で書いています。やかんというのが上から5番目に書いています。

廃止理由というところが、 のどの基準に該当するかということが書いてまして、

が該当します。要するに重要性が低くなってきたから、1万分の1という基準に合わなくなってきたからということになっています。5年前の数字が今、手元にございせんが、恐らく5年前はぎりぎり1万分の1あったものが、近年更にそれが減って割り込んだということだと思えます。

佐々木委員 そうすると、品目の数はオートマテカリーに決まるのですね。1万分の1以上の品目。

調査実施者 大原則はそうです。廃止するタイミングですけれど、5年に1回ですので、1万分の1が今ぎりぎりあるけれども、例えばもう余り市場に出回っていないというものもあるのです（の基準）。そういったものは1万分の1あるのだけれども、廃止するというので、1万分の1だけではないのですけれども。

佐々木委員 だけではない。

調査実施者 おおむねそれがメインだと思っていただいて。例えば85ページを見ていただくと、丸干しいわしが という理由で廃止になっています。ではなくて ですが、これは1万分の1はぎりぎりあるのですけれども、市場でもう出回ってなくて、売っているお店、売らないとお店というのが結構はっきりしてきている。調査がしきれないくらい市場性がなくなってきているというものでして、そういう意味では1万分の1あるけれども、早晚無くなっていくだろうと予測されると言えますが、調査が困難であるということに廃止になっている。

1万分の1、見方によっては小さいということもあるかと思いますが、5年間フィックスするという意味では勢いがあるものは、今の段階で1万分の1ぎりぎりでも、5年後にどうなっているかということもありますので、将来、重要度が高くなってくるようなものは、早目に手を打っておかないと5年間入れられないという事情もありますので、そういった観点も入れています。

佐々木委員 もう一つ聞きますけれど、1万分の1といいますが、それが例えば1000分の1にしてはどうなるのでしょうか。

調査実施者 試みに1000分の1というので、実は自分でやってみました。最近、野菜の高騰が話題になっています。野菜でどんなものが1000分の1ぐらいあるかなというのを見てみたのですけれども、7月、先月公表したばかりなので7月の時点で1000分の1を超える、1万分の10ある品目は、きゅうり、トマト、レタス、ナス、枝豆です。これで指数を試みに計算しますと、5年前よりも今の値段の方が低い、安いというデータになります。これだけでつくってしまうと、今、野菜は高騰していないという結果になってしまうのですが、実は、今はネギ、じゃがいも、白菜、レンコン、ハウレン草であるとかは非常に値上がってしまっていて、こういったものもすべて込み込みで入れますと、5年前よりも1割ぐらい今は高くなっているという結果ですので、そういった品目の動きをきちんととらえる意味でも、本当に上だけとってしまうと、変わってしまうということもあります。

佐々木委員 よくわかりますけれど、1万分の1と1万分の10じゃ大幅に変わりますけれど、1万分の2とか3だったらどうなる。少々遊びみたいなことを言いますけれど。

調査実施者 そこまではやっていないです。

佐々木委員 それでどのくらい変わって、ロードがどれくらいかかるのか。結構530品目が100品目くらい落ちるのだったら、それで精度が変わらないということであれば、言葉の遊びばかりなのですけど、一度トライしてはどうかと、1000分の1まで。

中川統計審査官 そもそも1万の1を設定した理由というのは、何ですか。

調査実施者 そこは記録に残っておりませんので、当初からそうなっているということです。

中川統計審査官 ただ、先生方も、いろいろ御意見があるようですから、何で具体的に1万分の1なのかと。それは設定しないと、シミュレーションをしてどこまでいいのか。それは、十分見直さないといけないのではないのでしょうか。

調査実施者 検討させてください。今、手元にデータがないので、1000分の1をたまたま昨日、時間があつたのでやってみただけです。

首藤部会長 あと、国際比較されていますけれども、ほかの国でそういう何万部の1か何千分の1か知りませんが、そういう基準でやられているのか。あるいは消費額の多い物品の上位何品目みたいなのでとっているのか。どうなのでしょう、そういうところを、ほかのところではどういう国際標準といいますか、どういうとらえ方をしているのか、御説明をいただきたい。

調査実施者 基準まで出ている国はないのですけれども、とっているデータ数でいうと日本が月で20万データくらいとっているのですけれども、10万~20万くらいが、どうも世界的に見ても妥当なところというか、そういう国が多いと思っていて、日本も遜色ない。細かく、例えば1万分の2でどうかというところまでチェックしていませんけれども、大きく外れてはいないのかと認識しています。

宇南山専門委員 今、減らす方向で、何となく話をしているわけですが、日本で大体個人消費が400兆円くらいあって、その1万分の1という大体400億円くらいの市場ということを考えますと、どういった消費動向になっているかというのを知ろうとしたときに、400億円の市場を、無視していいのではないのかというには、それほど小さ過ぎる値ではないのではないのかというのが、感覚としてはあってもよいかと思えます。

菅専門委員 おっしゃるとおり、減らす方の話をしていますが、本来デフレというのは、我が国でとにかく一番重要なテーマで、世界的にも貴重な経験なわけです。

そうすると、このサンプル数で少な過ぎやしないかという考え方もあり得るわけです。逆に言うと、本当にこれが重要であれば、サンプル数に関して幾ら増やしても構わないくらい重要なものかもしれない。そこについて、やはり議論が本来あるべきではないか。つまり、恐らく大昔から同じ数で来ているわけですね。昔と今では日本の国際的な位置も違われ、置かれている状況も違う。そのときに前の基準で増減するので、果たしてよいのでし

ようかというのはあると思います。

佐々木委員 このデータが、国民全体がやはりそうだなという実感に合えば、大体合っているのだろうということなのですから、そういうトレースは何かやっているのですか。統計が出た後に、それが割と正確だったのか、ちょっと生活実感と違うよねというようなことはチェックされるのですか。今の議論はこの品目を増やすのか減らすのかという問題が、実態をあらわしていれば、私は別にそれでいいと思うのです。それだったらもうちょっと減らしても実態をあらわすのではないかなと私は思ったのですけれど、今いろんなメディアが統計に注目していて、やはりこの統計は当たっていると、みんなが言っているのだったら、これでいいということじゃないですか。

調査実施者 実感というと少々違うのかもかもしれませんが、非常にマーケットからは注目される数字でして、いろいろと御要望はいただいているところです。5年前、10年前はいわゆる御批判もいただいております。今回は基準改定計画を出しまして、パブリックコメントに先月の頭から今月の頭にかけて、ひと月かけさせていただきました。結構意見の数としてはいただいておりますけれども、総じて今回の基準改定計画はいいのではないかという感じにして、細かい点で幾つかまだ見直してほしいというのがありますが、どちらかというと、マーケットの関係者から、基本的には充実してほしいというトーンで意見が来ることが多いのですが、今回は大分よくなってきたという声を頂戴しております。

お答えになっているかどうかわかりませんが、そういう意味では、数年前に比べれば私どもの先人、先輩がいろいろ対応してこられたことが、今、出てきているのかなと考えております。

首藤部会長 先ほど新しい入れるべきものがあるのではないかという御指摘がありましたけれども、これまでのバスケットで、マージナルなところを増やしたり削ったりをするのではなくて、根本的にもう少し見直しをする必要があるのではないかという御意見ではないかと思うわけですが、そういう点についていかがでしょうか。

今のバスケットの中身というのは、ほぼ消費動向を示すような、そういう財・サービスが入っていると考えていいのだろうか。そういうチェックはどうされているのかと思いますが、いかがでしょうか

佐々木委員 実際に14ページから品目が挙がっていますが、これを読むと、すごいな、ここまで見ているのだなという感じですね。

上から行くとうるち米、もち米、食パン、あんパン、カレーパンとうわっと来ます。すごいなと思います。

ところが挙がっていない物がありますね。挙がっていないのを見ないからすごいなと思うわけですね。私もさっき見て振袖とか、こんなものまで入れるのと。たわしなんか入るかな。うちなんか、たわしはしょっちゅう使わないと思うのですけれども、相当詳細にこれはピックアップしているのではないかなという感じがしたんですけれども、逆にここにはない物は見えていないのですから、その辺は見えていないからわからないですね。

少なくとも私の感じは、統計がすごく実態に外れているという批判は、余り聞いたことがないですから、割と実態を反映しているのではないかという気はします。

廣松部会長代理 今、御議論を伺っていて、両方あって、小売物価統計調査の品目ということとCPIに採用される品目と少々議論が違ふところがある。この調査、CPIそのものは最初に調査実施部局からお話があったとおり、やはり賃金というか、労働者の生活の実態をどう把握するかということから出発している。

したがって、現在も国際的にはILOがCPIのマニュアルをつくっています。日本もそうですが、ほかの国も国際的にもほぼそれに沿った形で現在調査をし、CPIの計算をしているということだと思います。

ただ、特にCPIの数値と実感が合っているかという佐々木委員の御質問に関しては、時代によって非常に違います。先ほど調査実施部局から説明がありましたけれども、確かに10年ぐらい前ですか、ボスキンレポートなどが出て、高めに出過ぎているとか、あるいは今は逆に言うと、要するに物価が上がっているときにはみんな高く出ているとか言い、下がっているときに下がり過ぎだと言う人もいます。その実感論争というのは、この消費者物価指数の永遠の課題で、勿論それを少しでも解消するために、計算方法というか、公式が何種類かありまして、いろいろ公式で事後的にチェックをしたりしています。今のところ、確かにボスキンレポートが出て、その後いろいろ改良がなされて、現時点では比較的落ち着いたのではないかという印象を受けます。

個々の品目、例えばさっきの14ページ以降もそうですけれど、24ページから26ページまで、ここにまさに一覧表で出ています。おっしゃるとおり、何でこんなのが入っているのかということと、特にこれは5年前のバスケットですから、それから出てきた新製品は当然入りません。そうすると、いわゆる25ページの上から10行目ぐらいに携帯電話機というのがありますが、それ以降の情報端末というのは入っていません。

その意味で、少なくともそれを解消するために5年単位で品目を見直すと。同時に計算方式でも中間バスケット方式ということで、5年というのは少々古過ぎるという場合には、例えば2年、3年前の品目で計算をするとかという形で、幾つか工夫はされているところはあります。

その意味で今回の審議の過程で、御提案があったような形で、今までの方法も何もかも抜本的に変えるということになると、これは少々大騒動で、とてもでないですが、1回や2回の議論で済むようなことではなくて、恐らく1年ぐらいかけてやらないと、大変拙速に過ぎるという批判を受ける恐れがあると思います。

したがって、そこはどういうふうに考えるか。現在、提案されている修正、品目の廃止、追加、名称の変更等のところをもう少し柔軟に考えるという立場をとるか。それとも現在の廃止、追加に関しては、85ページ以降にその理由が書かれていますから、これを妥当と判断するかということではないかという気がいたします。

佐々木委員 私は廃止する品目を見ていたら、丸干しいわしとか福神漬とかはやはり廃

止した方がいい。こういうものを廃止するぐらいだから、さっき品目を増やしたらどうかという意見もあったのですけれど、これよりもまだ低いレベルのものを追加でやるというのは、私は反対です。今回の原案は、私はそのとおりでいいと思います。増やすことには余り賛成ではない。

首藤部会長 今回の廃止あるいは追加に関してというよりも、これを見て、まず委員の中で非常にこういう方法でいいのだろうかという疑問があったということは、1つの意見であろうかと思えます。ですので、今回の1回の議論でどうしろとか変更しろというのではなくて、そういう疑問があったと。調査方法に関して、もう一度見直しをする必要があるのではないかという意見が出たということは、何らかの形で意思表示をする必要があるかと思えます。ただ、それと今回のここで提出されました名称の変更とか廃止品目に関しては、最終的にこちらでお認めするかどうかということは、これから議論をしたいと思えます。

まずは皆様から議論をいただくことだと思えます。

日本銀行 オブザーバーの立場で恐縮です。今の御議論の中で、例えばCPIが生活実感なりあるいは物価水準の動向、インフレとかデフレの動向を反映するものにするためにはどういうふうにつくればいいのか。そうすると例えば効率的にやったら、もう少し少ない品目でも同じような精度のものができるのではないかという議論は、当然あり得ると思えます。

私ども日本銀行も物価指数をつくっておりますけれども、もう一つ物価指数には、デフレデータとしてこの品目が必要だという議論があって、私どもは調査品目を決めるときに、むしろデフレーターをつくられる側からこういうものも調査してほしいというニーズが寄せられることもあるわけです。品目の議論をするときに、1つそういうCPIをつくるためにどうかという物差しはあると思うのですけれど、もう一つデフレーターとしてどうかということを入れておかないと、単に効率的にCPIをつくるということだけで切ってしまうと、今度はSNAの精度が落ちてしまうとかそういう問題が生じるのではないかと。その論点を置き忘れない方がいいのではないかと思います。

首藤部会長 ありがとうございます。

そういう御意見もございますので、まず、調査品目の名称の変更につきまして、ここで挙げられた名称変更、資料3の調査品目の廃止につきまして15品目を平成23年12月までに廃止するということが挙げられておりました。この追加と廃止の考え方については、御説明をいただきましたけれども、今回の追加と廃止に関してはいかがでしょうか。

これ自体に関しては、審査メモにございますけれども、このとおりお認めしていいかどうかということですが、これに関しての議論はいかがでしょうか。御意見をいただきたいと思えます。

廣松部会長代理 少なくとも、先ほど実施部局からの説明で、現在の基準というか基本的な考え方は、資料2-7と2-8に基づいて現在提案されているわけで、私は根拠とし

て随分説得的であろう。その意味で、今回の品目の廃止、名称の変更に関しては妥当であろうと考えます。

ただ、先ほどは品目のところに議論が集中したわけですが、実は品目を決めても、もう一つ下のレベルのところでは銘柄というのを決めなくてははいけません。83 ページですが、ここは別紙ですが、例としてポテトチップス、茶飲料、電気掃除機、ワイングラスがありますが、現在調べているのはここまで限定をして調べています。ポテトチップスといってもこれを調べているのです。これ以外の規格のものは、この調査の対象ではありません。

ですからそのこと自体、確かにこれはもう調べる以上、すべてを調べることはできませんから、恐らく売上高から見てシェアが一番大きいものがこれになっているのだらうと思います。したがって、それも調査の特徴として、こういう形の銘柄指定までなされているということは、認識しておいた方がいいと思います

佐々木委員 さっきの品目の中に指輪があったので、指輪はどうやって変動を調べるのかと思ったら、指輪でもこういう銘柄を決めているわけですか。

調査実施者 そうです。

佐々木委員 振袖もそうですね。それでよく当たりますね。

首藤部会長 素人考えでは、そういったものに関しては、一番そのときに売れているものとかが入るのかなと思っていたのですが、過去からずっと同じものについてですね。

廣松部会長代理 違います。

首藤部会長 5年ごとですよ。

調査実施者 補足をさせてください。品目と銘柄で固定のスペンが違っておりまして、品目は5年間固定ですけれども、銘柄は日本の場合、機動的に変えております。売れ筋が変われば、毎月でも変えるということをやっています。

首藤部会長 そうですか。わかりました。

西郷専門委員 横からですけれども、C P Iでは品質を一定にして価格を調べるというのが基本的な姿勢なので、銘柄を指定し、品質を保つというのが、一番先にやるべき手段であるということになっているので、そのようなアプローチがとられているという整理になっています。

首藤部会長 そうすると、例えば5年間で中の銘柄を変えてしまうというのは、むしろ困ったことになるわけではないですか。

西郷専門委員 しかし無くなった銘柄を追っかけられませんし、なるべくそうならないような努力はなされているわけですけれども、消費者の嗜好も変わるし、売られているものも変わるから、それに合わせて銘柄の方は品目よりは短いスペンで見直しをしているという整理になるのだと思います。

首藤部会長 そもそも銘柄を指定するというのは、どういう理由ですか。一番売れているものですか。あるいは一番標準的なものというのを何か選ばれているのですか。

調査実施者 簡単に言いますと、一番売れているものなのですけれども、銘柄を決めな

いで本来世の中にあるすべてのものを調べられれば一番いいんですけども、国勢調査が5年に1回しかできないように、それは不可能ですので、一番効率的にやるには、品質の違いというのを排除することが物価指数をつくる上での宿命みたいなものがありまして、なかなか言うは易し、行うは難しなのですけれど、その1つの簡便な方法として、過去からやっているのが、一番代表的なものはこのような形状のものであるということを規定して、そうすると、基本的には同じ品質のものが追いかけられるだろうということによってやっておりますが、世の中は変わるということがありまして、余り固定していると、今度は世の中の変化が反映できていないという御批判があるので、その折衷ということで、世の中の代表性を追いかけていって変えるんですが、変えたときには、品質がどれくらい変わったかを判定して、そのような調整、先ほど品質調整と申しましたけれども、銘柄を変えたときには品質調整を行って、理論的には完全にできるのですけれども、実務的にはできるものと困難なものがありますけれども、できるだけそれを行って、同じ品質のものを追いかけたような数値になるように推計によってフォローしているということです。

首藤部会長 今、御説明をいただきましたが、まず調査品目の廃止と名称変更については、いかがでしょうか。

今度の改定に関しては、これでお認めしていいか。あるいは少々考えた方がいいという御意見があれば、いただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

もし、御異論がないようでしたら、今回の調査品目の17品目につきまして、それから名称変更と15品目の廃止に関しては、お認めするというところでよろしいでしょうか。

(委員等了承)

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、小売物価統計調査の効率性に関して、委員から意見があったことは一応お考えいただきたいと思っております。

2つ目の審議に入りたいと思っておりますが、集計事項の変更に関して、「東京都区部の連鎖指数及び東京都区部の中間バスケット指数を廃止する」についてもよろしいでしょうか。

廣松部会長代理 これは少し御説明いただきたいと思っております。その理由としていずれも安定的ではないということですが、具体的にどの程度振れるのか。現状で、どういう形になっているのか。補足説明をいただければと思っております。

調査実施者 連鎖指数、中間バスケット指数いずれもウエイトを固定しているというラスパレス指数に対する弱点を補う意味で作成するものです。連鎖指数というのは、ウエイトを毎年状況に応じて変えていったらどのようになるかというもの。中間年バスケットというのは、5年間の真ん中の中間年の状況でバスケットを変えたらどうなるかということを作成するものです。

いずれにしても全国の数字が大体利用としては注目されているのですけれども、全国トータルの数値はこれまでどおり作成するのですけれども、東京都区部だけの分のものを今まで作成していたのですけれども、サンプル数が10分の1以下になりますので、そういう

意味ではものによってはかなりの振れがあるということで、参考として見る上でも少し問題があるのではないかとということで、今回廃止をさせていただきたいという御提案をさせていただいたところ です。

廣松部会長代理 そこはわかりましたが、どちらかというと都区部の指数は、全国の先行指標のような形で公表されていたわけ です。現在もされているわけですが、その先行という意味でも安定的ではないということですか。

調査実施者 補足させていただきます。御説明が足りませんでした。東京都区部の全体の数字は、先行として当月分を速報として出しているんですが、今回議論しております連鎖指数と中間年バスケットとは、全国と同じタイミングで一緒にしか出ていなかったものですので、先行性の意味が全くないということもあって廃止したいということ です。

廣松部会長代理 わかりました。

首藤部会長 ほかにいかがでしょうか。この集計事項の変更につきましては、この委員会としてもお認めするということによろしいでしょうか。

(委員等了承)

首藤部会長 そのようにしたいと思います。

それでは、次に消費者物価指数の加工統計としての基幹統計化ですが、調査統計と加工統計が明確に、新しい統計法のもとでは規定されています。消費者物価指数は加工統計ですね。これを基幹統計化する必要があるのではないかとということです。

その際に、小売物価統計調査と加工統計である消費者物価指数を切り離す必要があるのではないかとということで、先ほど統計審査官から御説明がありましたけれども、非常に古い歴史的な経緯でずっと一体化されてとらえてきたようですが、この際、消費者物価指数を小売物価統計調査の集計事項から除いて別立てにすることについて、この委員会としてどうするかを議論していただきたいと思います。

調査実施者 実施部局としての現状整理のペーパーを配らせていただいているので、簡単に補足させていただいてよろしいでしょうか。

これからしゃべることをメモしている程度のもので、席上配布資料ということで、「CPIと小売物価統計調査の関係について」というタイトルの簡単な1枚紙を入れさせていただきます。

先ほど来からお話がでておるとおり、CPIは品目別の価格の基準の時点とそのとき当月との比にウエイトを掛けて、すべての品目について足上げたものです。国際標準にのっとって今はラスパイレズ指数として、ウエイトは基準年に固定でやっておりますので、毎月毎月出てくるデータ、結果というのは、変化していくのは価格データのところだけが変化していくものと、御理解いただければと思います。

そうしますと、CPIをどうしていくかという御議論、今日も大分いろいろ難しい御意見を頂戴いたしましたけれども、価格調査をどうしていくかということが本質でして、そこをなしで議論ができるとしますと、先ほど少し申し上げた品質調整であるとか、数値

は得られているものだけだという状況のもとで、どのように加工していくかという部分に限定されてしまうのではないかということで、CPIについて体系的に建設的に議論を行う上では、価格データのあり方と一体的に議論をしないと、なかなかうまくないのではないかということで、従来一体的なものとして整理されていると理解しています。

加工統計としてGDP統計などが代表例ではあるのですが、これはいわば世の中にあるすべての一次統計みたいなものを使って二次統計をつくっているという関係もございますので、どの一次統計との相関が強いかということはないのですけれども、CPIの場合はウエイトには家計調査とかその他のものも使っておりますが、本質的にはほとんどの品目について、価格データは小売物価統計調査からとってきて、逆に小売物価統計調査はCPIをつくるからやっているという面がありまして、これをつくらなければ余り要らないというところもありますものですから、かなり運命共同体的なところもございますので、そのあり方を議論する上で、それぞれのことを考えなければ議論できないということがあるものですから、今回もそういう意味で、小売物価統計調査の議論の中で基準改定のCPIについても、御説明させていただいたということもありますとおり、議論としては一体的にやっていく必要があるのかなと思っております。

そういう意味では現状が何か問題点があれば、そこは真摯に検討、改善していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

首藤部会長 いかがでしょうか。

宇南山専門委員 1点確認なのですが、先ほど他の法律などで小売物価統計が使われているということがあったんですが、消費者物価指数を通さないで直接小売物価統計が、他の統計や他の法令などに影響を与える面というのは、どういったものがあるのか、教えていただければと思います。

調査実施者 余り例はないのですが、実は1つ例がございます。今年、税制改正がありまして、ガソリンの暫定税率が話題になりまして、税制が変わりました。いわゆるトリガー条項というものが入りまして、ガソリンの価格が急騰したときに税率を軽減して、急落すればまた戻すというようなことが税制として盛り込まれました。この場合の、ガソリンの価格の動きというものは、小売物価統計調査の結果を使って見るということになります。これが、この4月の税制改正で入りまして、その部分において、小売物価統計調査の価格データの結果が直接使われています。

首藤部会長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

鉱工業生産指数は、基幹統計化されることになっているわけですね。その場合は、鉱工業の生産に関する調査統計と切り離されていると考えてよろしいのでしょうか。中川さんにお伺いしてもいいかと思っておりますけれども、鉱工業についていかがですか。

中川統計審査官 切り離されていると思います。ですから、集計事項にも当然入っていません。

ついでに言いますと、今の統計法で仮に消費者物価指数を加工統計として基幹統計化を

して、それぞれ集計事項を離すというのは、法律上の整理としてそうした方がいいといっているだけで、小売物価統計調査の位置付けが重要だというのは変わっていませんし、消費者物価指数も重要ですから、重要だと典型的な基幹統計になってもおかしくないわけですから、位置付けを変えようということではなくて、今の法律上の体系からしてこれでいいのでしょうか。

首藤部会長 この件に関してはいかがですか。審査部局の方は、法律上の整理ということで、ほかの統計もきちんと整理されているので、整理をした方がいいのではないかと、切り離して別々に何かするというのではないと、私どもは理解しております。

調査実施者 若干確認ですが、今もCPIはそういう意味では基幹統計になっていると理解していますので、その部分は変わらないという御説明なので、何を変えられるかが、よくわかっていないのかもしれませんが、この利害得失がわからないので何とも言いようがないのですが、当然変えるべきメリット、デメリットがあれば、それを踏まえて考える。過去にこだわるつもりはありませんので、改善することに、やぶさかではないのですが、結局どこを変えようとしているのか、いまいまいちわからないところがございます。

今も基本計画が閣議決定されている中では、小売物価統計の中に入るということで、CPIも基幹統計であるという位置付けがあると思っておりますので、そういう意味で今までと変わらないのかなというところがございますが、どこが変わるのか、何のメリット、デメリットがあるのかというところを、少し教えていただければと思います。

中川統計審査官 消費者物価指数が基幹統計化されているかということ、それは違うと思います。当時の議事録を見ると、消費者物価指数も基幹統計化する必要があるのではないのでしょうかという意見はあったようです。それでなぜあのような括弧書きをしたのかといえますと、私がさっき言いましたように、調査の目的として消費者物価指数の作成が記載されているのと、集計事項として指数が承認事項に入っている、一体的であるという意味で括弧書きをつけたようです。それをもって消費者物価指数が基幹統計という議論は全くありません。消費者物価指数を基幹統計化するという措置をとっていませんから、それは間違いだと思います。

首藤部会長 いかがでしょうか。委員の方の御意見を伺いたいと思います。

消費者物価指数を基幹統計とすることに関しては、いかがでしょうか。

宇南山専門委員 もう一度整理したいのですが、恐らくどちらの方も消費者物価指数が基幹統計としての位置付けをとることには、だれも反対をしていないように見えるのですが、現状で入っているのか入っていないのか。要するに小売物価統計の一部として基幹統計である。だから、大きく言えば、消費者物価指数は既に基幹統計であるという実施部局の主張だと思うのですが、それがどちらと解釈すべきなのは、先に明確にしたいと思うのですが。

中川統計審査官 それは法を所管している私どもの判断だと思います。加工統計はどんなものがあるかという議論が1つあると思います。どの範囲まで加工統計にするかという

議論は、当然あります。消費者物価指数とか、鉱工業生産指数というのは、典型的な加工統計であるというのは、それは皆さん間違いないと思います。

私どもは加工統計として、今は産業連関表とか国民経済計算、これはもう指定されました。閣議決定をもって入っているという解釈は成り立たないと思います。

首藤部会長 という御説明ですが。

調査実施者 調査実施部局からですが、そうはいつでも集計事項として今入っていますので、現状としては集計事項になっているということは、小売物価統計の一部になっているわけですから、法的にいつでも基幹統計であると思うのですが、それは確かに除外すべきだと除外すれば基幹統計ではなくなるというのは、おっしゃるとおりかもしれないのですけれども、そこは変えるということになるのではないかと考えているのですが、違うのでしょうか。

中川統計審査官 集計事項に入っているから、基幹統計だという議論は成り立たないと思います。それは違うと思います。

調査実施者 よくわからないですけど法定事項、法令事項ですね。

中川統計審査官 私どもの政策統括官部局としては、法令を所管しているところが、実は1年前の軽微案件のときだと思いますが、そのときに本来問題提起をすべきではなかったのかというのが、私の印象なのです。

ですから集計事項まで入っていること自体、本当にいいのだろうかということと、あの閣議決定の事項を見たらだれも不自然さを持つだろうと。あれで十分整理できるのならいいと思いますが、本当にそれでいいのだろうかということなのです。

首藤部会長 私どもは制度が現状でどうなっているのかということを確認にさせていただいて、それに対して御意見を申し上げることになりますので、今の段階で基幹統計に入っていないということであれば、これは誰しも基幹統計に含めるべきだと。そのためにきちんと整理すべきだというお考えはお持ちだろうと思います。

いかがでしょうか。

廣松部会長代理 そこは法律的な解釈のところがあるのだろうと思いますが、確かに今日いただいた参考1、あるいは実施部局からいただいた席上配布の資料の裏側、同じ基本計画の中における位置付けの同じ表が出ています。

実は、(2)以降に、生産動態統計があって、それは経済産業省の生産動態統計だけではなくて、そのほかの省庁が現在やっている生産動態統計も併せた形で、産業全体の生産動態統計を目指せということが下に書かれているのですね。その意味では、生産部門に関しては、進展状況によりますが、明確にそれを加工統計としての基幹統計に指定することが前提となっている。

それに対して、CPIに関しては、先ほど統計審査官から御説明をいただいたとおり、昭和25年からずっと延々と小売物価統計の1つというか、表章の一部として位置付けられ

てきたということで、それは確かに調査統計と加工統計を分けて、それぞれを重要と考える。したがって基幹統計とするという考え方が成り立つと思うのですが、そうすると、やはり現状、括弧書きの「小売物価統計（消費者物価指数を含む）」ということで消費者物価指数が基幹統計になっているのかどうか、そこに尽きるような気がするのです。

その上、これはもし、消費者物価指数を基幹統計としたときに、加工統計としている消費者物価指数を審議するところは、どこになるのですか。

中川統計審査官 この部会です。

廣松部会長代理 部会はここなのですか。ここというのはサービス統計・企業統計部会ということですか。

中川統計審査官 そうです。

廣松部会長代理 過去、統計審議会のときですけれど、指数部会があって、そのときには指数に関しては、そこが専門として審議をすることになっていたのですが、それが統計審議会が法施行型になったときに、指数部会だけではなくていわゆる加工統計全体に対して、審議の対象ではなくなったという経緯もあることは事実です。

ただ、今回の新しい統計法のもとで、統計委員会の範囲がもう少し拡大されたということ少し語弊があるのかもしれませんが、扱う範囲が少し広がった。その意味で加工統計も基幹統計として扱うことができるようになったということだと思しますので、現状がどうなっているかの整理が1つと、それから2つを分けること、多分、消費者物価指数、小売物価統計ともに基幹統計とすることに関しては、先ほど部会長がおっしゃったとおり、私も特に反対はありません。

首藤部会長 仮に切り離れたとしても、実際に計算とか調査とか推計というのは、何か異なることがあるのですか。それを別のところに切り離してやるとか、そういうことではないのではないかと伺っておりますが、基幹統計にして小売物価統計から切り離れたときに、実際的に何か問題はあるのでしょうか。どういう問題があるのかということをお伺いしたいと思います。

調査実施者 切り離すことがどういう意味なのかがわかりませんが、今一体になっていますので基幹統計かどうかということに、結局返ってきてしまうのですが、現状が何も変わらないのであれば、逆に言うと、今の形でも問題はないわけですし、何を問題にして何を我々は検討しなければいけないのかというのは、逆に私もまだ明確になっていないのですけれども。

首藤部会長 小売物価統計と消費者物価指数を分けて、これを明確に基幹統計とすると伺って理解しておりましたけれども、それであれば、特に何か実際に調査とか計算の際に齟齬が出てくるのであれば、それはお伺いしたいと思いますけれども、そうでない限りは、法的な分類といいますか、整理ということであれば何か問題があるのか。あれば明確にさせていただきたいということですが、何が問題なのか、切り離して何が問題になるのかということがよくわからない。

中川統計審査官 私どもとしては、余り問題ないのではないかという感じを持っています。私どもとしては、小売物価統計の中に承認事項として消費者物価指数も入っているときに、対外的な説明が十分できるかどうかという問題があるのです。現行法では加工統計として基幹統計化をすると、作成方法について総務大臣に通知をすることになっています。作成方法に問題があれば統計委員会の意見を聞くとなっています。消費者物価指数は典型的な加工統計ですから、何で法律上の加工統計としての基幹統計にしないのですかという疑問が出てくると思います。そうすると、作成方法についても議論できるということなのですけれど、審査部局として、本当にどこでどうきちんと議論をしたのですかという問題が、1つあるのではないかと思います。法律上の問題も当然あります。

消費者物価指数が、典型的な加工統計であるかどうか、疑問の余地があるところであれば、そう問題はないと思いますが、典型的な加工統計なのに、何で今の法律の中で加工統計の規定があるのに、加工統計の基幹統計にしないのですかという問題は、ずっとつきまとう問題ではないかと思います。

そういう整理をしたところで、に加工統計と調査統計の位置付けというのは、私はほとんど変わらないと思いますけれども。

宇南山専門委員 大分話がわかってきたような気がします。現状が基幹統計であるかどうかは抜きにして、恐らく問題は消費者物価指数を小売物価統計調査の集計項目から除外するかどうかという問題なのだと思うのですが、現状が基幹統計であるかどうかは解釈が分かれたとしても、仮に集計項目から除いて別個の統計として整理をすれば、それは確実に現時点では基幹統計ではないという位置付けをとらざるを得ないことになると思いますので、その上で更に基幹統計化をしようという話に進むことになると思うので、現状だとまずは小売物価統計調査の集計項目から除いた方がいいのかどうかというのが、第一歩の議論になるのではないかと理解しましたが、そのような理解でよろしいでしょうか。

廣松部会長代理 その意味では形式的に言うと、資料2-4ですか。小売物価統計調査に関する承認事項の22ページですが、そこに「8 集計事項(2)」があります。この小売物価統計の承認事項からは消えるということですね。

そうすると、当然のことながら、別途、消費者物価指数に関しては、これに類する何を承認しなければいけないかということに関する規則というか、何かが必要になるわけですね。

中川統計審査官 それで消費者物価指数の基幹統計化とセットの話だと思います。

調査実施者 少ししつこいようではありますが、調査実施部局からですが、我々も危惧しているところがあるだけなのです。今一体だけでも、それを形式だからといって離しますよということなのではありますが、例えば小売物価統計調査とCPIは関係がありませんという整理になってしまうと、形式的には小売物価統計調査をどうするかは、CPIは考えないで決めるとなってしまうのですが、そうするとCPIは関係ない。別途つくればいいのだから、小売物価統計調査は要らないじゃないかみたいな議論になってしまうと、大

変困るということになりまして、そこはやはり一体的に議論をしないとナンセンスだろうということをお願いしているにすぎないのですけれども。

そうだとすると、形式的に切り分けるということが、逆に何の効果があるのかなど。危惧は確かに危惧にすぎないのですが、それを上回るメリットがあるということになれば、なるほどと思うのですけれども、危惧は危惧としてあるけれども、そこは単なる危惧だよ。現状としての変更することのメリットは特によくわからないという形だと、私どもも上に説明できないということもありますので、一体何を求められて何を变えるのかというところを、やはりもう少し整理いただかないと、何ともお答えしようがない。

中川統計審査官 整理をするのではなく、今の新しい統計法の体系からしたらおかしいのではないかということです。単純な整理ではありません。旧統計法の中では、加工統計に関する規定は全くありませんでしたから、廣松先生がおっしゃったように、経済指標部会も根拠のないままにやってきましたし、国民経済計算部会における加工統計の審議も行われていました。

でも今回は、加工統計の規定ができたわけです。加工統計の概念はどこまでかという議論も、確かにありますけれども、法律の適用からしてどうかということをお願いしているので、単純な整理だけの問題ではないです。

首藤部会長 この小売物価統計は、既に基幹統計ですので、何か法的に整理されたからこちらの方は要らないということは、あり得るのだろうかと私自身は疑問に思いますが、いかがでしょうか。そういうことってあるのですか。多分ないだろうと思いますけれども。

ですので、体系的な整備という観点からすれば、やはりきちんと整理をこの際することには必要なのではないかという気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

調査実施者 うまく表現できていないような気がするものですから、別の言い方で申し上げますと、新統計法については、私も実は前職が統計委員会の事務局だったので、そのとき聞いた話などを申し上げますと、新統計法になったので、今までの調査統計イコール統計じゃないという御議論があったかと理解しています。

基幹統計というもののイコール調査ではない。つまり基幹統計の中には調査からつくられる部分とそうじゃない部分があり得るのだということを、前の統計委員長、竹内委員長が時々おっしゃっていたような気がします。

そういう意味で、基幹統計の中に今入っているか、入っていないかという議論が分かれるように、そこがあいまいになっているのがいかんだということでしょうか。例えば同じ基幹統計の中に調査からつくられる小売物価統計とこのCPIの両方があるというような形だったら、整理がつくというイメージもあり得るのでしょうか。それともあくまでも、それぞれ別の基幹統計だと。切り離すところを強調するような整理じゃないとだめだということなんでしょうか。

中川統計審査官 そうだと思います。要するに切り離す話だと思います。消費者物価指数が、先ほどから何回も言いますように、加工統計は何かという議論があると思いますけ

れども、加工統計の範疇に入らないという話だったら解釈の余地はありますから、今のままでいいのだらうと思います。I I P、C P Iというのは典型的な加工統計だというのは、だれも異論はないところですから、何でそれが基幹統計化されていないのですか。今は基幹統計化されていませんから。加工統計としての基幹統計化は告示をしないといけませんから。

そうすると消費者物価指数は、典型的な加工統計ということですから、それが基幹統計化されていないわけですから、それは調査統計と一体ですといったって、それは通じないと思います。

調査実施者 新統計法は統計が先にありきなので、C P Iに代表される物価の基幹統計があって、それを作成するための調査が小売物価統計調査だという位置付けがあり得るのではないかと思うのですけれども、そういう意味で申し上げているんですが。

中川統計審査官 それはあり得ると思います。

首藤部会長 担当部局のそれぞれの御議論がありますが、基本的には要するに基幹統計かどうかということを確認にさせていただいて、もし基幹統計でなければ切り離すと。切り離して基幹統計にすることに関しては、私どもはそういう方向で議論が皆様、先ほどから基幹統計にすることは当然だというお考えですので、そこを確認にさせていただいて、そうであれば必ず切り離すという方向にしてはどうかということになるかと思います。

ほかに何か御質問ございますでしょうか。

菅専門委員 C P Iは小売物価も使っているのですが、家計調査も使っている統計という性格があって、最後の一節でC P Iの見直しに係る議論を広角的に行うためには、小売物価統計の見直しと一体的に議論することが不可欠であることは、私もそうだと思うのですが、それを言ったら家計調査も入ってしまうという部分があります。そういう意味では、少し片方に寄り過ぎている。つまりこれを言ったら家計調査も入ってしまわないかという感じはしているのです。両方とも使っていますという話にはなると思うのです。最後のところはどうなのだろうというのは少し思う。イコールかと言われると違うようには思える。それだけなのですが。

中川統計審査官 例えば消費者物価指数が基幹統計化された場合は、消費者物価指数と小売と家計というのは、3つ一緒に諮問にかけた方が効率的ではないかという感じがします。小売物価統計調査の諮問だとしますと、消費者物価指数の議論の中で家計調査を直すべきだという議論が出たときに、それは触れられない可能性があると思います。

首藤部会長 時間が予定時間を過ぎてまいりました。これはどういうふうにいたしますでしょうか。

次回もう一度きちんと整理をしてさせていただいて、それに関して私どもがまた審議をすることにしませんと、これは意見の出しようがないというのが実感ですので、次回是非きちんと整理をして、もう一度審議をしたいと思います。

今日の審査メモに従いまして、最後の2つを簡単に御審議いただきたいのですけれども。

4番目の他の統計調査との重複に関して、全国物価統計調査があるけれども、本調査は代替することはできないものと考えerということに関しては、いかがでしょうか。そういう考え方でよろしいでしょうか。

(委員等了承)

首藤部会長 そのようにしたいと思います。ありがとうございます。

最後の基本計画との関係ですが、本調査については、引き続き基幹統計として整備されると指摘されているが、ほかの指摘はないということで、4とも関係いたしますけれども。

行政記録に関しては、現時点では確認されていないということで、この点に関する議論というのは、今回はないということです。

消費者物価指数のところ、かなり議論が錯綜しましたけれども、最初の諮問に係る調査品目の廃止及び名称の変更については、予定どおりそれを受当なものとするので、本委員会の意見にしたいと思います。

それから、東京都区部の連鎖基準指数及び東京都区部の中間年バスケットを廃止することについても、同意することにしたいと思います。

次回は、消費者物価指数に関する議論を、もう一度審議したいと思います。

今日御審議いただいた中にまた御意見もあろうと思います。特に消費者物価指数に係ります件につきましては、いろんな御意見があると思いますが、審議の時間が限られておりますので、御意見がございましたら、事前に事務局の方に電子メールによって御連絡をいただきたいと思います。

御指摘された点について、事務局で取りまとめまして、その上で調査実施者において御指摘に対する回答を作成していただいて、次回部会の資料として提出させていただくことにしたいと思います。

それでは、これで閉会にしたいと思います。次回の部会日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

事務局 9月28日火曜日10時から、本日と同じこの会議室において開催することを予定しております。

先ほど部会長から、お願いがありましたとおり、次回の部会において必要な資料等ありましたら、準備の都合もありますので、9月13日までに事務局までメール等で御連絡をお願いいたします。なお、本日の配布資料につきましては、次回の部会においても利用いたしますので、忘れずに御持参いただきますよう、お願いいたします。

もしお荷物になるようでしたら、委員、専門委員の方々につきましては、事務局においてお預りもいたしますので、その場合はそのまま席上に置いてお帰りいただければ、次回そのまままた御用意いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、これで審議を終了させていただきます。